

住民票等証明書交付手数料が キャッシュレス決済でお支払いできるようになりました

飯塚市では、市民課、税務課、各支所市民窓口課の窓口において、利便性の向上のため、証明書発行手数料などの支払いにキャッシュレス決済を開始しました。

※従来どおり現金の支払いも可能です。

キャッシュレス決済の利用開始日

令和6年3月1日

キャッシュレス決済を利用できる窓口

市民課、税務課、穂波支所市民窓口課、筑穂支所市民窓口課、庄内支所市民窓口課、額田支所市民窓口課

対象となる手数料

住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し、所得課税証明、納税証明、非課税証明、固定資産評価(公課)証明、臨時運行許可、身分証明書等の交付手数料

- ※マイナンバーカードの再交付手数料、電子証明書の再交付手数料等は現金のみの取り扱いとなります。
- ※公共料金の支払いや税金などの納付にはキャッシュレス決済は利用できません。

利用できる決済サービス

クレジットカード



電子マネー

交通系IC



WAON



QRコード



注意事項

キャッシュレス決済完了後の返金には対応していません。

クレジットカードでの分割払いはできません。1回払いのみ対応しています。

現金払いとキャッシュレス決済、または、複数のキャッシュレス決済の併用はできません。

窓口では電子マネーのチャージや残高確認はできませんので、残高はあらかじめご確認ください。

ポイントでの支払いはできません。一部、キャッシュレス決済が利用できない手数料があります。

飯塚市役所本庁市民課の手数料券売機の廃止について

飯塚市役所市民課では、これまでご利用いただいていた手数料券売機を令和6年3月1日のキャッシュレス決済の利用開始に合わせて廃止し、自動釣銭機を導入しております。お支払いの際には職員が操作案内をさせていただきますので、安心してご利用ください。

- お問合せ 事業に関する問合せ：業務改善・DX推進課(☎1342)
各窓口問合せ：市民課(☎1013・1014)・税務課(☎1057) 各支所市民窓口課